



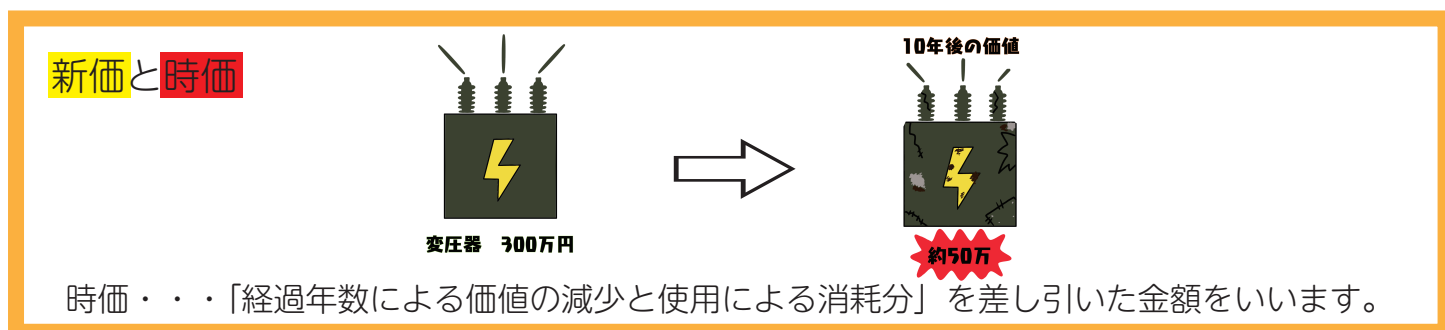
火災保険ご加入時の注意点

当協会では、電気保安業務点検業務を真摯に行わせて頂いてますが、万が一、電気保安業務において当方の過失により需要家様の什器備品が、破損した場合に備えて賠償責任保険に加入しています。

また、当協会が委託しているキュービクルが落雷と水災のみを原因とする事故で壊れた場合に補償する機械保険にも加入しています。

しかしながら、上記 2 つの保険でお支払いが出来ない、または、お支払金額が実際の修理金額に満たない事案が近年増加しております。

- ※賠償責任保険の保険金は時価での支払いになります。古い設備だと減価償却されて、実際の修理金額よりも著しく低い金額での保険金のお支払いになる可能性が高いです。
- ※点検時に停電し通電した際に当方の過失が無く什器備品が壊れる事故也多発してます。(当方に過失が無い場合は賠償責任保険の保険金の支払いの対象となりません。)



このような場合、需要家様自身が**ご加入の火災保険の加入方法**により、**新価**で保険金の支払いになる可能性があります。



現在加入の火災保険のご確認をお勧めします。



- 1 保険金額が**新価**になっているか？
- 2 補償内容が「オールリスク」＋「電氣的機械的事故」になっているか？
- 3 キュービクルが屋外にある場合、屋外設備一式が補償の対象となっているか？
- 4 保険金額は正しいか？（契約時に固定資産台帳を提出したことがあるか？）



上記の点について、現在加入中の火災保険の取扱代理店に確認をして下さい。
取扱代理店への確認が困難な場合は、協会担当代理店・ノバリ株式会社三河オフィスが確認いたしますので、火災保険の証券を下記記載のメールまたはFAXを送付ください。
(証券は明細も含めてすべて送付ください)

電話番号	0563-57-1288
FAX	0563-57-1233
メールアドレス	mikawa@novari.jp